

参加資格審査調書

1 件名 令和7年度(2025年度)熊本市市有施設への太陽光発電設備導入事業

2 参加資格

次の(1)から(10)に掲げる条件をすべて満たしていることを誓約します。虚偽の事項があった場合は、いかなる措置を受けても異議ありません。なお、この書類を提出した以後に(1)から(10)に掲げる条件のいずれかを満たさなくなった場合は、速やかに届け出ます。

(1) 物品競争入札(見積)参加資格審査申請書を提出し、熊本市物品売買(修理)契約参加資格者に関する要綱(平成13年10月1日施行)第5条に規定する参加資格者名簿に登録されている者であること。さらに、業種「電力・燃料類」での登録をしていること。

(2) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第1項各号の規定に該当しない者であること。

(3) 会社更生法(平成14年法律第154号)第17条の規定による更生手続の開始の申立て又は民事再生法(平成11年法律第225号)第21条の規定による再生手続の開始の申立てがなされた場合は、それぞれ更生計画の認可決定又は再生計画の認可決定がなされていること。

(4) 熊本市が締結する契約等からの暴力団等の排除措置要綱(平成18年告示第105号)第3条第1号の規定に該当しないこと。

(5) 熊本市から熊本市物品購入契約及び業務委託契約等に係る指名停止等の措置要綱(平成21年告示第199号。以下「指名停止要綱」という。)に基づく指名停止を受けている期間中でないこと。

(6) 消費税及び地方消費税並びに本市市税の滞納がないこと。

(7) 業として本件プロポーザルに付する契約に係る業務を営んでいること。

(8) 過去3年の間、本市との契約において、違反又は不誠実な行為を行った者であって契約の相手方として不適当と市長が認めるものでないこと。

(9) 本事業を実施する体制の中に、以下の資格を有する者を含め、各資格者証の写し(表・裏)を提出すること。なお、外部委託も可とし、実施体制に明示すること。

ア 一級建築士

イ 電気主任技術者(第3種以上)

(10) 本件プロポーザルに事業協同組合(中小企業等協同組合法(昭和24年法律第181号)第3条に規定する事業協同組合をいう。以下同じ。)として参加表明書を提出した場合、その組合員は単体として、参加表明書を提出することはできない。本件プロポーザルに事業協同組合として参加する場合は、業務を担当する組合員も併せて(5)の要件を満たす者であること。

令和 年 月 日

申請者

住 所

商号又は名称

代表者職氏名

【連絡担当部署】

部署名		担当者名	
電話番号		ファックス	
電子メール			